平成２３年（フ）第３１６８号
横浜市旭区川井宿町121―11　シャーメゾン立野Ｂ102、住民票上の住所横浜市瀬谷区相沢３丁目47番地　レオパレス21瀬谷第７―207号
債務者　井田　竜一
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３３９号
横浜市保土ケ谷区川島町1404番地　くぬぎ台団地２―１棟403号
債務者　安部　吉晴
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８４８号
静岡県藤枝市南駿河台２丁目３番３号　アパロックⅡＢ号室松山典子方、住民票上の住所静岡県焼津市中根50番地の６
債務者　高井　良雄
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０９号
沖縄県沖縄市泡瀬４丁目13番10号
債務者　喜瀬　裕子
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第３３４３号
横浜市戸塚区原宿４丁目33番９―305号
債務者　二川目一雄
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６３０号
東京都福生市大字福生1690番地ウエストビラ101号室
債務者　小川　龍二
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８４２号
静岡市駿河区泉町９番10号　泉ハイツ303号
債務者　松井　英之
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

免責許可決定

平成２３年（フ）第３９８号
和歌山県岩出市金屋268番地の24
破産者　前田　英幸
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１６２０号
宇都宮市元今泉７丁目26番26号　村山コーポＡ―202、申立時の住所さいたま市桜区栄和５丁目４番３号　カトレアハイツ101
破産者　工藤　真美（旧姓矢部）
1　決定年月日　平成24年１月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６６９号
さいたま市中央区上峰２丁目２番17―206号
破産者　瀧澤　順子（旧姓亀田）
1　決定年月日　平成24年１月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６７９号
埼玉県上尾市大字瓦葺1742番地11　ベルピア東大宮第８―１―205、旧住所さいたま市見沼区大字蓮沼435番地６
破産者　松浦　孝一
1　決定年月日　平成24年１月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６８０号
さいたま市浦和区大東２丁目18番３―105号、旧住所さいたま市見沼区大字蓮沼435番地６
破産者　松浦　惠子
1　決定年月日　平成24年１月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６８９号
埼玉県鴻巣市神明３丁目３番26―202号ビューテラス、旧住所埼玉県鴻巣市八幡田632番地10
破産者　利根川大介
1　決定年月日　平成24年１月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６９９号
埼玉県蓮田市大字高虫345番地１
破産者　木村　健一
1　決定年月日　平成24年１月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７４４号
兵庫県尼崎市杭瀬寺島１丁目９番１号　高岡文化
破産者　田中　旭子
1　決定年月日　平成24年１月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７５７号
兵庫県西宮市森下町９番22―304号
破産者　村田　善子
1　決定年月日　平成24年１月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８５１号
兵庫県芦屋市親王塚町２―13　プレーヌリュンヌ103号、住民票上の住所神戸市垂水区泉が丘２丁目２番９号
破産者　辰己　優一
1　決定年月日　平成24年１月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８６１号
兵庫県尼崎市塚口本町７丁目18番９号　小川ハイツⅢ102、前住所兵庫県尼崎市尾浜町１丁目10番７―301号
破産者　上原　慶子
1　決定年月日　平成24年１月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９６９号
仙台市泉区北中山２丁目18番地の12
破産者　浅野　祐子
1　決定年月日　平成24年１月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５３４号
茨城県東茨城郡茨城町大字上石崎4696番地19
破産者　荻津　　優
1　決定年月日　平成24年１月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所